

議会モニターから提出された意見の検討について（設置要綱6条関係）

議会モニター委嘱式（平成22年12月13日）

	ご意見の要旨	検討結果
1	議員のモラルを見直して、意識改革をしていただきたい。意見の対立があっても市民の代表として慎重にとらえ、討論・議論する体制をしっかりと築くよう改革していただきたい。	市議会の最高規範である議会基本条例の下、モラルの向上に努めていきます。また、議員同士がしっかり討議する仕組みも新たに構築しましたので、これを実行することにより議会の存在意義を高めてまいります。
2	一般質問を見ると、ものすごくいろいろな事を言って、何を聞きたいのかよく分からない。質問は手短かに分かりやすい質問をし、ここが聴きたいという個所を絞るべきではないか。	全議員に周知し、分かりやすい議論に努めます。
3	議員が県外へ行政視察に行ったとよく聴くが、何を目的にどこへ行き、市のためにどう生かしているか、全然見えない。税金を使って視察を行う以上は、視察で得た内容等を市民に知らせるべきである。	今後は、議会の活動に関心を持っていただくため、議会だより・議会のホームページ・議会報告会等を活用し、情報の開示に努めてまいります。

地域開発調査特別委員会（平成22年12月21日）

	ご意見の要旨	検討結果
4	全く発言のない議員がいるが、何のために出席しているのか分からない。 議員全員の発言がほしい。特別委員会で質問しない議員は必要ない。	全議員に周知し、改善に努めてまいります。委員会運営については、特定の委員に発言が集中しないよう、委員相互の自由討議を中心に運営するなど、委員会運営のあり方を検討する必要があると考えています。
5	「なぜか?」、「どうして?」という理由のやりとりがないのが良くない。	委員相互による自由な討議が保障されておりますので、活発な議論に努めてまいります。
6	マイクが機能していない。	委員会室のマイクは録音することを目的としており、拡声しませんので御理解をお願いいたします。なお、発言は傍聴者に分かりやすく大きな声で対応してまいります。

7	前日の傍聴の案内は困る。 この会の案内について早くから決まっていたと思うが連絡が遅い。	今後は可能な限り早めの対応をさせていただきます。ただし、急きょ開催される委員会もありますので、御理解をお願いいたします。
8	委員会の傍聴に当たり、これまでの取組状況の経過報告のメモがあれば、より一層理解ができたと思う。	委員長の口述において、若干の経過を述べるよう改善していきたいと考えております。

(平成 23 年 1 月 17 日)

	ご意見の要旨	検討結果
9	本会議等でもっと建設的な意見を出して議論してほしい。議会と執行部が一丸となって事に当たってほしい。	地方自治体では、ともに住民を代表する、独任性の首長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら行政を進める二元代表制をとっています。例えば、市長と議員の間でなれあいがあれば、十分な監視及び評価の機能が果たせない状況が生まれてしまいます。建設的な意見を述べ議会と執行部が一丸となることは重要ではありますが、他方でこのようなチェック機能が課せられていることも議会の主要な役割であります。

全員協議会 (平成 23 年 1 月 20 日)

	ご意見の要旨	検討結果
10	一部の議員のみ質疑が先行し、他の議員の意見を聴くことができなかった。	全員で協議するという会議の趣旨を踏まえると、一部の議員の意見と違う意見がある場合は、議長の許可を得て発言すべきでありますので、今後、会議の活性化を促してまいります。

平成 23 年第 2 回臨時会（平成 23 年 2 月 7 日）

	ご意見の要旨	検討結果
11	市民の声の代弁者としての市議会議員の自覚が欠如している。住民投票条例の制定を求める請求の最大の原因は、市議自身日ごろから市民の意見を吸い上げる努力不足である。	御指摘の意見については、議会として深く受けとめております。議会の使命は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることです。「民意を代表する議員」でありますので、これまで以上に一人一人の議員が、また議会の機関としても民意を吸い上げる努力をしてみたいです。

平成 23 年第 2 回臨時会（平成 23 年 2 月 10 日）

	ご意見の要旨	検討結果
12	議会を傍聴して、真摯に討議がなされており、議会が活性化している。	今回 12 人の議員が討論を行いました。議会の存在意義は討議にありますので、今後も議会の活性化に努めます。

（平成 23 年 2 月 22 日）

	ご意見の要旨	検討結果
13	議会モニターとして臨時議会を傍聴に来たが、一般の傍聴者が多く、議場の中に入れず、音声のみの傍聴となった。モニターに対する対応をもっと考えてほしい。	傍聴者が定員オーバーとなるようなこと自体、特異なケースではありますが、そのような事態が想定される場合は、傍聴整理券を発行して議場内傍聴者の制限を行っております。その手続は、あくまで受付順であり、特定の者を優先する扱いはしておりませんので、御理解をお願いいたします。

平成 23 年第 3 回定例会（平成 23 年 3 月 8 日）

	ご意見の要旨	検討結果
14	<p>諸問題の市民への周知徹底は、議員活動の本命だと思う。市議が、住民の意見を良く聴き、市民の要望を具現化するために、行政との仲介役をすべきである。</p> <p>そのためには、日常的に各市議が議会報告を行い、市議自らの活動内容を支持者に報告し、市民の意見を聴くシステムを構築すべきである。市議が民意から離れて自分勝手な活動及びひとりよがりの意見を言うとしたなら、市民の不満は自ずとたまっていくと思う。市政報告を各市議が自分の信念に基づいて日常的に実施すべきであると思う。</p>	<p>諸問題について、市長から議会に説明等がなされた場合は、各議員は議員定数 30 を生かし、まず市民に周知を図り、その上で市民から意見を吸い上げる努力をしなければなりません。市民が諸問題について情報を得ていないのは、議会の責任でもありますので、今後、様々な検討を加え、市民との対話により議会機能の強化を図ってまいります。</p> <p>後段の意見については、御指摘のとおりで、このような日常的な活動を行うことが議会として望ましい姿であり、市民に信頼される活力ある市議会の構築につながると考えています。</p>

個人モニター意見交換会（平成 23 年 5 月 9 日）

	ご意見の要旨	検討結果
15	委員会が必要と認めるときは協議会にてモニターの意見を聴くようになっているが、行った形跡が見られない。	これまで提出された議案は、委員会が意見聴取の必要はないと判断し、結果的に現時点では実績がありません。このようなことから、議案審査とは別に、委員会を傍聴に来られた議会モニターの皆様から、委員会閉会后などに「市政に関する意見や議会運営に関する意見」を積極的に聴取するよう、各委員会の正副委員長に対し指示いたしました。
16	賛成者、反対者がいるのであれば、議員同士の議論を公開の場で行ってほしい。	議会基本条例第 22 条には、自由討議の保障がうたわれており、委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように会議を運営しなければならないとなっています。最終的な討論は、賛否の態度を一方向的に表明する発言を一巡するものであって、御指摘の議員同士の議論は行われません。したがって、討論に入る前に、論点、争点を明確にしながら、議員同士で議論を尽くし、慎重に意思決定を行うことが期待されています。もとより議会の本質的な存在意義は、独任制の市長では成し得ない合議制の特性を生かした討議にありますので、公開の場で議員同士の議論に努めていきます。
17	本会議でも委員会でも、議員・執行部ともに言いつばなし、答えつばなしではつながらないし、何も残らない。議長、委員長は、どういう問題があって、どこまで答弁したか意識し、整理する必要がある。	全議員に御指摘の趣旨について周知し、改善を図っていきます。
18	一般質問は、その政策に対して議員個人の思いだけで発言しているように感じる。市民の中に入り込んで市民の声を拾い、市民の声を代弁した一般質問を行ってほしい。	議員は、民意を代表していますので、御指摘の趣旨について全議員に周知し、一般質問の質を高めていきます。

19	<p>一般質問で毎回毎回同じ質問を繰り返し、同じ答弁が繰り返されるのは、時間の無駄であって、佐伯市政のためにはならない。</p>	<p>議員は1時間の持ち時間を使い議論しているため、当然課題が残ることがあり、その課題について次の機会に質問することは自然なことだと考えています。しかし、御指摘の事項は、限られた時間の中で、前回と同じ質疑応答が繰り返されているとの意見でありますので、全議員に周知し、一般質問の質を高めていきます。</p>
20	<p>一般質問は、重複質問が多い。重複すれば執行部の答弁も適当な答弁で終わるので、調整すべきと思う。</p>	<p>重複質問は、会派の中では調整しておりますが、会派間においては調整がなされておられません。しかし、重複した質問が多いということは、それだけ市民の関心が高いものと考えています。他の市議会では集中質問方式等を採用している事例もありますが、本市議会においては、最初から一問一答方式を採用しているため、様々な検討課題があります。したがって、現段階では、重複した通告書を閲覧するとともに、執行部の答弁を注視し、それぞれの議員の判断で重複した項目を省くなど、議員が自ら質問時に調整するよう、努力義務を課しています。</p>
21	<p>議員定数のことを検討する以前に、議員の質を上げるべきだと思う。しっかり仕事してくれる人にお金を出すのは惜しくないが、傍聴したとき、居眠りをしている議員もいるし、私語をしている議員もいる。市議会議員として市民のために何を背負っているかという議員一人一人の自覚が必要だと思う。</p>	<p>議員の品位については、議会活動の原点ですので、最高規範である議会基本条例の趣旨について、改めて全議員に周知徹底し、市民の信頼を得るべく不断の努力を重ねていきます。</p>
22	<p>議員は、出身地域のことばかり考えている議員と、市全体のことを考えている議員の二とおりあると思う。地域のえごばかり言っていたら、いつまでたっても前を向いた佐伯市はできない。佐伯市全体を見据える議員になってもらいたい。</p> <p>公僕として、佐伯市全体のことを考え結論を出すべきである。</p>	<p>議員の使命は、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることにありますので、御指摘のとおりと考えています。</p>

23	議員は、発言に注意すべきである。	議会における議員の発言は、他から制約を受けることなく自由になし得る、いわゆる発言自由の原則が保障されています。しかし、それは権威と品位を重んじる議会の自律権の範囲の中の自由であって、無礼な言葉、他人の私生活にわたる言論、個人攻撃に類する発言は法律で禁止されています。議員が法律に違反することは到底許されませんので、発言には特に注意してまいります。
24	幅広くいろんな意見を提案し、いろんな施策について質問するために代表質問があると考えるが、3月の代表質問はほど遠いと感じた。	政策集団である会派の意義を高めるため、平成23年3月から代表質問を導入いたしました。代表質問のあり方については、今後検討していきます。
25	多数決で決まったことは、議会として結論を出したのだから、そのことについて達成できるように委員会等の場では建設的な意見を出してほしい。	議員は、議会の議決で決まったことは、その結果を尊重しなければなりません。その一方で、切り捨てられた少数意見についても民意を代表していることに変わりはないため、議員個人としての意見を制約することはできません。特別委員会や常任委員会において調査を行う意義は、委員相互で課題、論点等を整理し、一定の集約を図り、委員会として提言し、必要により議会の意思とすることにありますので、言いつばなしで終わらないよう、意見調整を図っていきます。

平成 23 年 7 月 5 日

	ご意見の要旨	検討結果(案)
26	<p>議長(委員会等の長)が、前回の議事録を確認していないから、出席者は前回までに何がどうなっていたか判然としないまま会議が始まる。終わるときにも次に何を確かしておくのか、それまでに執行部は何をするのか、常に判然としない。傍聴する我々も辛いし、いらいらしてくるといふ悪循環がある。改善を望みたい。</p> <p>要望として、我々にも議事録を見せてほしいし、議員用には作成、配布しているのだから、モニター用にも増し刷りして送付してもらいたい。</p>	<p>特別委員会や常任委員会において調査を行う意義は、委員相互で課題、論点等を整理し、一定の集約を図り、委員会として提言し、必要により議会の意思とすることにあります。この認識を全議員が持つかどうかで会議のあり方が決まってくると思いますので、御指摘の趣旨について周知し、改善に努めていきます。</p> <p>委員会の会議録については、委員長が特に必要と認めたときは議員に配布することもあります。基本的には答弁を確認するための閲覧にとどめております。議会モニターの方には、図書室に閲覧用の会議録を用意したいと考えています。</p>
27	<p>本会議では一般質問する議員が 11 人しかいないのにあきれた。3分の1。しかも、欠席している。定数は3分の1でよい。ところが、こういう議員に限って、削減に反対する。市民がじっと見ているのを忘れないようにしてください。質問内容も自治会長ではないのだから、市政の根本的な問題に意識を集中させてほしい。</p>	<p>地方自治体の運営は、選挙で選ばれた長と議会、住民の直接参加、この三つの緊張関係で成り立っています。つまり、議会が独任制の市長を監視するように、市民は長と議会を監視していることとなります。御指摘の一般質問に関する意見については、全議員に周知いたします。</p>

議会改革等調査特別委員会（平成23年8月2日）

	ご意見の要旨	検討結果(案)
28	<p>議員定数の本質は、定例会以外の時に議員が何をしているのか、それが我々市民に見えてこないから不満が出ると考えている。議会議員の平均年齢は58.9歳であり、この議員構成では地域社会の実態を十分に把握し、住民ニーズを反映しているとは思えない。よって、議員の年間活動実績から、そのあり方を見直し、住民ニーズを取り入れた活動を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>年間活動実績を踏まえた見直しの主旨については、もっと市民との意見交換会を積極的に行い、市民の意見を吸い上げ、市政に生かしてほしい旨の要望とされます。</p> <p>住民ニーズを取り入れた活動については、議会報告会を年2回行うことを決定し、委員会が抱える諸課題について意見交換会のテーマに掲げ、市民の意見を聴取することにいたしました。しかし、十分とは考えておりませんので、今後活動のあり方について随時検討してまいります。</p>

平成23年8月3日

	ご意見の要旨	検討結果(案)
29	<p>議案の提案や討議において、一般市民が初めて聞くような言葉・用語があり、分かりづらい。議会は執行部に対し、可能な限り分かりやすい説明を行うよう、働きかけてほしい。</p>	<p>議会基本条例では、議員に対し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならないと努力義務を課しております。しかし、市当局に対する規定は設けておりませんので、議会運営委員会において、市当局へ要請いたします。</p>

30	<p>中心市街地活性化事業の問題で、委員会等で毎年議論が繰り返されており、精力的に取り組んでいることは理解できる。しかし、その積み重ねの過程で「何がどこまで確定し、何が未定であるのか」分かりにくい。</p>	<p>意見の主旨は、前回までの会議で、委員会として何が明らかになり、何が問題であるのか。その問題点を踏まえて、今日の会議の主旨は何であるのか。共通認識を図った上で委員会に臨み、分かりやすい議論を行うべきではないか、との指摘とされます。</p> <p>この指摘事項の改善は、委員長の議事整理権の下、議会の生命線ともいえる議員相互の自由討議を十分成し得るか否か、これが分かりやすさを左右する要素と考えております。</p> <p>よって、積極的に自由討議を行い論点・争点を明確にし、分かりやすい議論に努めてまいります。</p>
31	<p>本会議及び委員会の会議録について閲覧できるシステムをつくり、市民へ周知してほしい。</p>	<p>○会議録の閲覧については、26の検討結果において、議会モニターの方へ委員会会議録の閲覧について回答しております。</p> <p>一般市民の方についても、図書室に本会議及び委員会の会議録を備え付け、だれでも閲覧できるようにいたしました。議会ホームページへの掲載や会議録検索システムの導入については、今後の検討課題と位置づけております。</p> <p>市民への周知については、議会だより等を活用し広報に努めてまいります。</p>
32	<p>議会報告会のあり方に関しては、市民の関心は、今課題となっている中心市街地再開発事業などであり、これらをテーマに据え、多くの市民の感想・意見を引き出し、懇切丁寧な意見交換会を重ねていけば活発な会になっていくのではないかと。</p> <p>今回初めて開催した議会報告会を契機に、多忙な活動の合間を縫って、市民と膝を交えて語り合うミニ集会を数多く開き、市民の声なき声を数多くくみとってほしい。課題への見解の異なる議員がペアを組み、市民と語り合うミニ集会なら、論議がさらに深まっていくのではないだろうか。</p>	<p>○今後の議会報告会のあり方については、市民から寄せられた様々な意見を踏まえ、議会運営委員会において、整理・検討しており、御提案のテーマ設定型の意見交換会については、必要に応じて開催することにいたしました。</p> <p>ミニ集会の提案については、今後さまざまな御意見をいただく中で、検討してまいります。</p>

